

官報 号外 平成九年六月十日

○第百四十四回 衆議院会議録 第四十四号

平成九年六月十日(火曜日)

議事日程 第三十号

平成九年六月十日 午後一時開議

第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

行政書士法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件
検査官任命につき同意を求めるの件

科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件
宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
公害審査委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行行政政策委員会委員任命につき同意を求めるの件
日本銀行行政政策委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
公害等調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行行政政策委員会委員任命につき同意を求めるの件
日本銀行行政政策委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。
内閣から、
人事官に中島忠能君を、
検査官に金子晃君を、
科学技術会議議員に佐野陽子君を、
宇宙開発委員会委員に末松安晴君を、
公正取引委員会委員長に根來泰周君を、
同委員に糸田省吾君及び黒河内久美君を、

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

公害等調整委員会委員長に川寄義徳君を、
同委員に長崎護君、二宮充子君及び平石次郎君を、
公害審査委員会委員長に藤田耕二君を、
同委員に伊藤助成君、大川隆康君、木村治美君を、
及び波多野敬雄君を、
日本銀行政策委員会委員に武宣將君を、
中央社会保険医療協議会委員に村田幸子君を、
運輸審議会委員に石川雅嗣君を、
労働保険審査会委員に細川昌俊君を、
任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと申し出があります。

まず、人事官、科学技術会議議員、公正取引委員会委員長及び同委員、公害等調整委員会委員長及び同委員、公害審査委員会委員長及び同委員、日本銀行政策委員会委員及び運輸審議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、検査官、宇宙開発委員会委員、中央社会保険医療協議会委員及び労働保険審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長(田孝治君)。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田孝治君登壇〕

○田孝治君 ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、コンピューターを用いた情報処理の技術及びネットワークを用いた送信の技術の急速な発達普及に対応するとともに、国際的な動向を踏まえ、著作権等の適切な保護を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、公衆によって直接受信される、こと目的一として無線通信または有線電気通信の送信を行うことを公衆送信とし、放送の定義を改める」と、

第二に、プログラムの著作物について、同一構成の有線による送信も権利の対象とすること、

第三に、著作者は、その著作物を公衆送信する権利を専有することとすること、

第四に、実演家またはレコード製作者は、その実演またはレコードを送信可能化する権利を専有

する」とすること

などであります。

本案は、五月二十三日参議院より送付され、同月三十日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、六月四日小杉文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月六日質疑を行、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、廃棄物の減量化及び再生利用を推進するため、多量排出事業者の処理計画について減量の視点を明確化するとともに、再生利用について許可にかかる認定制度を設け、必要な規制緩和を図ること、

第二に、廃棄物処理施設の設置について、生活環境影響調査の実施、申請書の告示・縦覧等の許可手続の明確化等により、生活環境の保全に適正な配慮がなされた施設設置を推進すること、

第三に、廃棄物処理施設の設置者に対し、維持管理に関する記録の作成や閲覧、維持管理費用の積み立てを義務づけること、

第四に、産業廃棄物管理票制度の適用範囲をすべての産業廃棄物へ拡大するとともに、管理票の交付にかえて、電子情報処理を行う情報処理センターを指定する制度を設けること、

第五に、産業廃棄物の不法投棄に対する罰金の大幅な引き上げなどを強化すること、

〔町村信孝君登壇〕

○町村信孝君 ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、廃棄物の最終処分場等の確保の困難化、廃棄物処理に対する住民の関心の高まり、不法投棄件数の増加等、最近における廃棄物の処理をめぐる状況に鑑み、廃棄物の適正処理を推進するため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、去る四月二十一日参議院より送付され、五月二十日付託となり、同月二十三日に小泉厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑に入り、去る六日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第六に、不法投棄の原状回復措置について、都道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大する

とともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させことができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させことができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させことができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

道府県知事等が命令できる対象の範囲を拡大するとともに、都道府県知事等みずからが措置を講じた場合には、その費用を命令を受けた者等に負担させることができるものとすること、

第七に、事業者による産業廃棄物の適正処理の確保のための自主的な活動を推進するため、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度を新設し、事業者等の拠出による基金を設け、都道府県等による原状回復措置に要する費用に充てるものとする」と

(政事解剖)

一、昨日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(気象局長官)小野俊行の第百四十四回国

会政府委員を免ジ

一、去る六日、決算委員会において、次のとおり

理事を補欠選任した。

月二十六日委員辞任につきその補

(常任委員辭任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり

文教委員

島村 宜伸君
林 幹雄君

井中山

三沢 淳君

江口

林幹雄君

島 聰君

厚生委員

辯任

井上 喜一君

米津等史君
一良君
瓢下

新藤 義孝君

新藤 義孝君
赤松 正雄君
中田 宏君
丸谷 佳織君
田村 憲久君

| 議院運営委員 | 戸井田 徹君 | 滝 実君 |
|--------|--|---|
| 辞任 | 川内 博史君 肥田美代子君 北村 哲男君 | 近藤 昭一君 川内 博史君 肥田美代子君 |
| 安全保障委員 | 達増 拓也君 村井 仁君 中野 清君 山中 煙子君 | 山中 煙子君 中野 清君 村井 仁君 達増 拓也君 |
| (議案提出) | 一、昨九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 道路整備特別措置法の一部を改正する法律案 (二階俊博君外三名提出) | 一、昨九日、議員から受領した同院提出案は次のとおりである。 行政書士法の一部を改正する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律案 |
| (議案付託) | 一、去る六日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。 行政書士法の一部を改正する法律案(参議院提出、參法第六号) 地方行政委員会 付託 | 一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 |

(議案送付)
精神保健福祉士法案(内閣提出第九〇号)
厚生委員会 付託

一、去る六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

市民活動促進法案

(議案通知)
一、去る六日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(第二百三十九回国会、河村たかし君外四名提出)
非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)

(議案通知書要件)
一、去る六日、参議院から、本院の送付した次件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件
千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定の讓許表第三十八表(日本国の讓許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件
サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件
包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件
一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
運輸施設整備事業団法案
大学の教員等の任期に関する法律案

官報(号外)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

環境影響評価法案

(質問書提出)

一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛庁における外国人留学生受託教育に関する再質問主意書(家西悟君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員家西悟君提出防衛庁における外国人留学生受託教育に関する質問に対する答弁書

平成九年五月二十八日提出
質問 第二六号

る質問主意書

提出者 家西 悟

防衛庁における外国人留学生受託教育に関する質問主意書

内閣衆質一四〇第一六号
平成九年六月六日

内閣總理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員家西悟君提出防衛庁における外国人留学生受託教育に関する質問に対する答弁書

(別紙)

防衛庁が諸外国との信頼を醸成する一方途とし

て、今日まで外国人留学生の受託教育を、航空・海上・陸上自衛隊をはじめ、防衛大学校、防衛研究所等で行っている。国際的な相互理解のため、

一般論としては否定されるものではないが、次に述べるような国については、政治的・軍事的に疑惑があるので、以下質問する。

一及び二について

防衛大学校、防衛研究所、自衛隊の学校等において、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十

一 今日までシンガポール七五名、パキスタン三

五名、インドネシア二名の留学生をそれぞれ受

託しているが、これらの国は民主主義自体が確

立していない国家であり、よって日本の高度な

軍事理論や技術が留学生の帰国後、彼の国民の

ため、また、国際社会のため正当に行使される

保障はなく、むしろ、彼の国民に圧政を強いる

道具と化す危険性が高い。」ことについて認

識しているか質問する。

一 受託留学生の出身国の中には、核保有国が含

まれている。日本国憲法の理念及び我が国の防

衛についての国民的コンセンサスに鑑み、とり

わけ軍事的な国際友好・協力に関しては、非核

保有国としての主張を全面的に開示し、政治的

な配慮を必要とすると考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一四〇第一六号
平成九年五月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部

を次のように改正する。

第一条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信され

ることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一部

の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属

している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信プログラムの

著作物の送信を除く)を除く)を行つことを

五号)第百条の二の規定に基づき実施している

外国人留学生に対する受託教育は、我が国と留

学生派遣国との間の相互理解や友好親善を増進

する目的で設けられた制度であり、このよう

に立していなかったが、これらは、我が國と留

学生派遣国との間の相互理解や友好親善を増進

第一条第一項第八号を次のように改める。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一

の内容の送信が同時に受信されることを目的

として行つ無線通信の送信をいう。

第二条第一項第九号の二中「有線送信」を「公衆

送信」に、「もの」を「有線電気通信の送信」に改

め、同項第九号の三の次に次の二号を加える。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆

からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又

は有線放送に該当するものを除く)をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行

為により自動公衆送信し得るようにすること

をいう。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部

を次のように改正する。

第一条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信され

ることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一部

の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属

している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信プログラムの

著作物の送信を除く)を行つことを

いう。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一

の内容の送信が同時に受信されることを目的

として行つ無線通信の送信をいう。

第二条第一項第九号の二中「有線送信」を「公衆

送信」に、「もの」を「有線電気通信の送信」に改

め、同項第九号の三の次に次の二号を加える。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆

からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又

は有線放送に該当するものを除く)をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行

為により自動公衆送信し得るようにすること

をいう。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部

を次のように改正する。

第一条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信され

ることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一部

の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属

している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信プログラムの

著作物の送信を除く)を行つことを

いう。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一

の内容の送信が同時に受信されることを目的

として行つ無線通信の送信をいう。

第二条第一項第九号の二中「有線送信」を「公衆

送信」に、「もの」を「有線電気通信の送信」に改

め、同項第九号の三の次に次の二号を加える。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆

からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又

は有線放送に該当するものを除く)をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行

為により自動公衆送信し得るようにすること

をいう。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部

を次のように改正する。

第一条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信され

ることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一部

の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属

している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信プログラムの

著作物の送信を除く)を行つことを

いう。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一

の内容の送信が同時に受信されることを目的

として行つ無線通信の送信をいう。

第二条第一項第九号の二中「有線送信」を「公衆

送信」に、「もの」を「有線電気通信の送信」に改

め、同項第九号の三の次に次の二号を加える。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆

からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又

は有線放送に該当するものを除く)をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行

為により自動公衆送信し得ないようにすること

をいう。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部

を次のように改正する。

第一条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信され

ることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一部

の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属

している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信プログラムの

著作物の送信を除く)を行つことを

いう。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一

の内容の送信が同時に受信されることを目的

として行つ無線通信の送信をいう。

第二条第一項第九号の二中「有線送信」を「公衆

送信」に、「もの」を「有線電気通信の送信」に改

め、同項第九号の三の次に次の二号を加える。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆

からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又

は有線放送に該当するものを除く)をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行

為により自動公衆送信し得ないようにすること

をいう。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部

を次のように改正する。

第一条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信され

ることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一部

の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属

している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信プログラムの

著作物の送信を除く)を行つことを

いう。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一

の内容の送信が同時に受信されることを目的

として行つ無線通信の送信をいう。

第二条第一項第九号の二中「有線送信」を「公衆

送信」に、「もの」を「有線電気通信の送信」に改

め、同項第九号の三の次に次の二号を加える。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆

からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又

は有線放送に該当するものを除く)をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行

為により自動公衆送信し得ないようにすること

をいう。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

官報 (号外)

| |
|--|
| 4 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有することとする。 |
| 5 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有することとする。 |
| 6 その他関係規定の整備を行つこと。 |
| 7 この法律は、平成十年一月一日から施行すること。 |
| 二 議案の可決理由 |

著作権制度をめぐる国際的動向や著作物等の利用形態についての多様化・複雑化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、所要の措置を講ずることは妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年六月六日

文教委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

文教委員長 二田 孝治
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

| |
|--|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案 |
| (廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正) |
| 第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。 |

和四十五年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

目次中「第十五条の四」を「第十五条の四の五」に改める。

第二条第四項第一号中「第十五条の四の二第一項において「航行廃棄物」を「第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」に、「第十五条の四の四の二第一項において「携帯廃棄物」を「同項において「携帯廃棄物」に改める。

第三条第四項第一号中「第十五条の四の二第一項において「航行廃棄物」の下に「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成二年法律第七十七号。第三十二条第七項を除く。)の規定」を加え、「以上」を削り、同号二中「者」の下に「(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)」を加える。

第七条の三の次に次の一条を加える。

を業として行わせてはならない。

第九条の五の次に次の一条を加える。

(再生利用に係る特例)

第九条の五の一 厚生省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合することができる。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合する」と。

二 厚生大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとす。

三 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第四項又は第八条第一項の規定にかかるらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができない。

四 第一項の認定を受けた者は、第七条第九

項、第十一項及び第十二項並びに第十九条の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条

第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。

五 厚生大臣は、第一項の認定に係る再生利用が同項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

六 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に必要な事項は、政令で定める。

七 第十二条第五項中「産業廃棄物」の下に「減量その他その」を加える。

八 第十四条第一項中「、次条及び第十四条の三」を「から第十四条の三の二まで及び第十五条の四の二」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の二項を加える。

九 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。

十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

二十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

三十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

四十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

五十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

六十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

七十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

八十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

九十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百二十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百三十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百四十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十三 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十四 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十五 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十六 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十七 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十八 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百五十九 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百六十 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百七十一 第十四条の三の次に次の一条を加える。

一百七十二 第十四条の三の次に次の一条を加える。

第二条に次の二項を加える。

6 この法律において「電子情報処理組織」は、第十三条の二第一項に規定する情報処センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第十二条の三第三項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する処分託者の使用に係る入出力装置とを電気通信線で接続した電子情報処理組織をいう。

第一章中第六条の前に次の節名を付する。

第六条の二第一項中「第七条の三」の下に「、第十三条の十一第一項」を加え、「、第五条の三第二項」を削る。

第六条の三の次に次の節名を付する。

第一節 一般廃棄物処理業

第七条の四の次に次の節名を付する。

第三節 一般廃棄物処理施設

第八条第一項中「、厚生省令で定めるところにより」を削り、同条第二項から第五項までを

前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

都道府県知事は、一般廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、選帝なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び総覽場所を告示するとともに、同

2 一 その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

一 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条

なければ、同項の許可をしてはならない。

八条 第六条の三
八条 第七条の四
八条 第九条の五
に係る特例（第九条の五の一）

に改

前項の許可を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三 一般廃棄物処理施設の種類

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遲滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地から意見を聽かなければならぬ。

第八条に次の一項を加える。

第四項に規定する「一般廃棄物処理施設に係るものに限る。」をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聽かなければならない。

3 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(記録及び閲覧)

第八条の四 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当

該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に關し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(維持管理積立金)

第八条の五 特定一般廃棄物最終処分場(一般廃棄物処理施設ある一般廃棄物の最終処分場であつて、厚生省令で定めるものをいう。以下同じ。)について第八条第一項の許可を受けた者(以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。)は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を行なうため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場とに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てなければならない。

2 維持管理積立金の積立ては、厚生省令で定めるところにより、環境事業団にしなければならない。

3 維持管理積立金は、環境事業団が管理する。

4 維持管理積立金の額は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に必要な費用の額及び当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立期間を基礎とし、厚生省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。

5 環境事業団は、厚生省令で定めるところにより、維持管理積立金に利息を付さなければ

ならない。

6 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、維持管理積立金の積立てをしている特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他厚生省令で定める場合には、厚生省令で定めるところにより、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。

7 第九条の五第一項又は第二項の規定により第八条第一項の許可を受けた者について地位の承継があつたときは、当該許可を受けた者が積み立てた維持管理積立金は、当該許可を受けた者の地位を承継した者が積み立てたものとみなす。

8 前各項に定めるものほか、維持管理積立金の積立て及び取戻しに關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(環境事業団の業務の特例)

第八条の六 環境事業団は、環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号。次項において「事業団法」という。)第十八条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

1 前条第三項(第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

2 前号の業務に附帯する業務を行なうこと。

3 前項の規定により環境事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十八条第一項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四

十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)と、「同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、事業団法第十四条の二中「整理

処理法」と、事業団法第三十一条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない」と、事業団法第三十二条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第一項中「この法律」とあるのは「もの」とあるのは「もの並びに廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務」と、事業団法第三十八条第三号中「第十八条」とあるのは「第十八条及び廃棄物処理法第八条の六第一項」とする。

4 第九条第一項中「前条第一項」を「第八条第一項」に、「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」を「同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」に改め、「するときは」の下に「、厚生省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「前条第一項及び第三項」を「第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第三項までに改め、同条第三項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改め、「者は、」の下に「第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは同条第二項第一号に掲げる事項その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は」を、「係る一般廃棄物処理施設」の下に「(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)」を加え、「廃止し、若しくは休止し、又は」を「廢止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、若しくはに改め、同条第四項

中「前条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

項までの」に、「及び第四項中「許可」」を「中「第
一項ただし書」とあるのは「第九条の三第七項

保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する

5 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許

第四項及び第五項中「當該許可」に、「」「届

当該届出に係る第八条第一項第四号から第七
号までの二開字の事項の下記の事項分の三つ

地からの意見書を提出する機会を付与する

最終処分場である場合においては、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が総理府令、厚生省令で定める

八条の三」に改め、「基準」の下に「又は当該届出」とし、同条第五項中「第八条第一項第一号又は第五項」を「第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三」に改め、「基準」の下に「又は当該届出」を「当該届出」に改め、同項を同条第十項

長めては掲げる事項の変更、厚生省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を記載した書類を添えて、そ

凡ての次に次の節名を付する。
第四節 一般廃棄物の再生利用に係る

道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらについて第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」を加え、同項を同条第

の旨を都道府県知事に届け出なければならぬ
い。

第五節 一般廃棄物の輸出
第一条の五の二の見出しを削り、同条の次に
節名を付する。

第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)を、「とき」の下に、「第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第三項

九項とし、同条第四項中「第八条第五項」を「第八条の三」に改め、「基準」の下に「及び当該届出に係る同項に規定する第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第七項の規定による

この場合において、「第二項中「前項」とあるのは「第七項の」と、「同項」とあるのは「前項」と、第三項中「第一項の」とあるのは「第七項の」と、第四項中「第一項」とあるのは「第七項」と、「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から

第一節 産業廃棄物の処理

十二条の三の見出しを「産業廃棄物管理に改め、同条第一項中 特別管理産業廃棄物を「産業廃棄物を」に、特別管理産業廃棄物を「産業廃棄物の」に改め、「委託する場合を除く。」を下に「(厚生省令で定める場合を除く。)」を

とき、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八条の五第一項の規定による積立てをしなければならない場合においてその積立てをしていないとき^{を加え、「同条第一項」を「第八条第}
^{一項」に改める。}

6 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物
処理施設(第八条第四項に規定する一般廃棄物
の届出をしたときは、変更後のものを)を加え
同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を
加える。

第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

「特別管理産業廃棄物管理票」を「産業廃棄物管理票」に改め、同条第一項及び第三項中第六項を同条第七項とし、同条第五項中「管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、

第九条の三第一項中「し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。)」を削り、「ところにより」の下に「第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置する」とが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて」を加え、同条第六項中「及び第四項の」を「から第五

物処理施設であるものに限る)の管理者は、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設に備え置くこととし、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関する生活環境の

八条第一項第一号」を「第八条の二第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の

を同条第六項とし、同条第四項を同条第五
項に加え、同条第三項の次に次の一項を加える。
同管理票交付者は、前二項の規定による管理
票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又
は処分が終了したことを当該管理票の写しに
確認し、かつ、当該管理票の写しを当該
を受けた日から厚生省令で定める期間保
しなければならない。

情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十三条の五 情報処理センターは、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを变更しようとするときも、同様とする。

2 情報処理センターは、厚生省令で定めるとこにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(業務の休止)

第十三条の六 情報処理センターは、厚生大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務)

第十三条の七 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿)

第十三条の八 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条の九 厚生大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、

て、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関する必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、犯の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十三条の十 厚生大臣は、この款の規定を施行するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十三条の十一 厚生大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときに掲げる業務を行うものとする。

1 情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 指定に関し不正の行為があつたとき。

3 この款の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十三条の十二 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

1 事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導を行うこと。

2 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報を収集し、事業者に對し提供すること。

3 産業廃棄物の適正な処理に関する情報及びその従業員に対して研修を行うこと。

4 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。

5 産業廃棄物が不適正に処分された場合における、第十九条の五第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出元その他協力をすること。

6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

(基金)

第十三条の十三 適正処理推進センターは、第十二条の十三各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てるることを条件として事業者等から出元された金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 厚生大臣は、前項に規定する基金への出元について、事業者等に対し、必要な協力を求めよう努めるものとする。

(雇用)

第十三条の十四 第十三条の二第二項から第四項まで、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一の規定は、適正処理推進センターについて準用する。この場合において、

第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一第一項第一号中「情報処理業務」とあるのは「第十三条の十三各号に掲げる業務」と、同じ第三号中「若しくは当該」とあるのは「又は当該」と、「違反したとき、又は第十三条の四

(産業廃棄物処理業の許可等の特例)

第十三条の十四 適正処理推進センター又はその委託を受けた者は、第十九条の六の規定による協力の求めに応じ、産業廃棄物の撤去等を行うときは、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定にかかるわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該撤去等に必要な行為を業として実施することができる。

2 適正処理推進センターは、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(産業廃棄物処理業の許可等の特例)

第十三条の十五 適正処理推進センターは、第十二条の十三各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てるることを条件として事業者等から出元された金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 厚生大臣は、前項に規定する基金への出元について、事業者等に対し、必要な協力を求めよう努めるものとする。

(雇用)

第十三条の十六 第十三条の二第二項から第四項まで、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一の規定は、適正処理推進センターについて準用する。この場合において、

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第一項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。(準用)

第十五条の二の三 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。)について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて厚生省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、あるのは「産業廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条

第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第九条の五第一項又は第二項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第一項又は第二項」と、「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

第十五条の三中「同条第一項第一号又は第五項」を「第十五条の二第一項第一号若しくは第十一項」を「第十五条の二第一項第一号若しくは第十五項」に改め、「基準」の下に「又は当該の」を、「一般廃棄物処理施設」に改め、「産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第一項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらは計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」を、「とき」の下に「、産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき、又は第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を受けた者が第十五条の二の三において準用する第八条の五第一項の規定による積立てをしなければならない場合においてその積立てをしていないとき」を加え、「同条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第十五条の四の四の次に次の節名を付する。
第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例

第十五条の四の二の見出しを削り、同条の次

第十九条の五第一項中「第九条の二第六項及び第十五条の二第三項」を「第九条の二第六項及び第十五条の二の四第三項」に改め、同条を第

に次の節名を付する。

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

第十五条の四の五第一項中「第十二条の三第一項」の下に「及び第十二条の四第一項」を加え、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改める。

十九条の七とし、第十九条の四の次に次の二条を加える。

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)
第十九条の五 前条第一項各号に掲げる場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項各号に定める者は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。

この場合において、第一号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講すべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないと當該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公表しなければならない。

一 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべき」とを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないと、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を譲すべき」とを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命すべき処分者等を確知することができないとき。

前条第一項各号に定める者は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は

(廃棄物処理業の許可の基準に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第四項、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは

第四項の許可(同法第七条第一項若しくは第五項、第十四条第一項若しくは第五項又は第十四条の四第二項若しくは第五項の許可の更新を含む)の申請をした者(許可の更新の場合にあっては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く)の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

(一般廃棄物処理施設に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧法」という)第八条第一項又は第九条第一項の規定によりされた許可の申請であって、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 旧法第八条第一項又は第九条第一項の許可(前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。)に係る一般廃棄物処理施設(旧法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下この条例において同じ。)について、その使用前に都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。次項並びに附則第三条第一項及び第三項において同じ。)が行う検査(附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。)については、なお従前の例による。

3 旧法第八条第一項又は第九条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて、旧法第八条第四項(旧法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査(前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。)を受け、旧法第八条第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第八条の二第四項(新法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これら

の計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のものに適合していないと認めるとき、第八条第一項の許可を受けたときは、変更後のものに適合していないと認めるとき、第八条第一項の許可を受けたときは、「基準に適合しないと認めたとき」であるのは「基準に適合していないと認めるとき」とする。

4 旧法第八条第一項の許可(第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。)に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第二号)附則第三条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」と、「同条第二項第四号」とあるのは「第八条第二項第四号」とする。

九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもとの」とあるのは「基準」と、新法第九条第一項中「許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、新法第九条の二中「基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画によりてあるのは「定めるところにより、同条第二項第一号に掲げる規定による届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後を初め新法第九条の三第七項の規定による届出をするまでの間は、同条第五項中「基準及び当該届出に係る同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」と、同条第七項中「当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げたときは、変更後のものに適合していないと認めるとき、第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第三項の規定により当該許可に付したときは、「基準に適合しないと認めたとき」であるのは「基準に適合していないと認めるとき」とする。

5 旧法第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、同条第九項中「基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項」とあるのは「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」とあるのは「基準」とあるのは「基準」と、同条第九項中「基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これら

の計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」とする。

(情報処理センターに係る経過措置)

第四条 情報処理センターは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第十三条の四第一項に規定する情報処理業務の実

第十一條 地価税法の一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「第十五条の二第一項」を

「第十五条の二の四第一項」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六条第二十七号の二中「基づき」の下に

「、廃棄物の再生利用に係る認定を行い」を、「並びに」の下に「情報処理センター、産業廃棄物適正処理センター及び」を加え、「及び廃棄物処理センターに対し、」を「並びに」これらに対し、「認可その他」に改める。

罰則強化等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 廃棄物の減量及び再生利用に関する事項

(1) 多量に産業廃棄物を排出する事業者の処理計画における減量の視点の明確化を図る

ため、都道府県知事は、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業者に対し、その事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するよう指示することができるものとする」と。

(2) 廃棄物の再生利用に係る認定

(1) 再生利用の認定
厚生省令で定める廃棄物の再生利用を行ひ、又は行おうとする者は、当該再生利用の内容が生活環境の保全上の支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合していること等について厚生大臣の認定を受けることができるものとすること。

(2) 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の特例

(1) の認定を受けた者については、都道府県知事の許可を受けないで、当該認定に係る廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る廃棄物処理施設を設置することができるものとする。ただし、廃棄物処理基準等の規定については、これを適用

するものとすること。

2 廃棄物処理施設の設置に関する事項

(1) 廃棄物処理施設の設置の許可の申請者は、当該施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画等をその申請書に記載す

るとともに、当該申請書に当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付する

とともに、当該申請書に当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付する

とともに、当該申請書に当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付する

ものとする」と。

(2) 申請書等の告示・縦覧に關し、都道府県

知事は、政令で定める廃棄物処理施設について設置の許可の申請があった場合には、当該施設の設置の場所等を告示するととも

に、申請書等を一月間公衆の縦覧に供するものと定めること。

(3) 都道府県知事は、(2)の告示をしたとき

は、関係市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聽かなければならぬものとするとともに、当該施設の設置に關し利害關係を有する者は、縦覧期間満了後二週間以内に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができるものとする。

(4) 一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村の長は、届出書の作成に當たつては、その設置に利害關係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するとともに、届出書にはその設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付するものとすること。

(5) 許可要件に關し、廃棄物処理施設の設置

に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを許可の要件に追加するものとすること。

田 都道府県知事は、(2)の政令で定める廃棄物処理施設の設置に関する事項

では、あらかじめ当該施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかについて、生活環境の保全に關し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聽かなければならぬものとすること。

3 廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

(1) 廃棄物処理施設の設置者は、技術上の基準とともに、申請書に記載された維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理

金制度の新設、産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大、産業廃棄物適正処理推進センター指定制度の新設、産業廃棄物の不法投棄に関する

をしなければならないものとする」と。

(2) 2の(1)の政令で定める廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該施設等に備え置くとともに、維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させるものとすること。

(3) 維持管理積立金

(1) 特定最終処分場(厚生省令で定める最終処分場をいう。以下同じ。)の設置者は、その埋立処分の終了後の維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了まで、毎年度、都道府県知事が厚生省令で定める基準に従って算定し通知する額の維持管理積立金を環境事業団に積み立てなければならないものとすること。

(2) 特定最終処分場の設置者は、埋立処分の終了後維持管理を行う場合等は、維持管理積立金を取り戻すことができるものとすること。

と。

(3) 特定最終処分場の設置者について地位の承継があったときは、維持管理積立金は当該承継人が積み立てたものとみなすこと。

(4) 都道府県知事は、特定最終処分場の設置者が(1)の積立てをしていないときは、許可の取消等ができるものとすること。

(5) 環境事業団の業務として維持管理積立

金の管理に関する業務を追加すること。

(4) 廃棄物処理業者に関する事項

(1) 処理業の許可の欠格要件として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した者等を追加するとともに、欠格要件に係る法人の役員の範囲として、相談役、顧問等いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有していると認められる者を含むものとすること。

(2) 廃棄物処理業者は、自己の名義をもつて、他人に廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならないものとすること。

5 産業廃棄物管理票制度等に関する事項

(1) 産業廃棄物管理制度の適用範囲等

(1) 特別管理産業廃棄物管理制度の適用範囲をすべての産業廃棄物に拡大すること。

(2) 管理票の交付者は、委託した産業廃棄物の運搬又は処分が終了したことを送付された管理票の写しにより確認するとともに、これを厚生省令で定める期間保存するものとすること。

(4) 事業者は、(3)の通知を受けたときは、

しなければならないものとすること。

(2) 電子情報処理組織の使用

(1) 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合において、運搬受託者及び処分受託者から電子情報処理組織

(情報処理センターの使用に係る電子計算機と、事業者、運搬受託者及び処分受

託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続したもの)をいう。(以下同じ。)を使用してその運搬又は処分が終了した旨の報告を求め、かつ、その産業廃棄物の種類、数量等を情報処理センターに登録したときは、管理票の交付を要しないものとすること。

(2) 運搬受託者は処分受託者は、(1)により報告を求められた場合において、その運搬又は処分を終了したときは、電子情報処理組織を使用して情報処理センターにその旨を報告しなければならないものとすること。

(2) 情報処理センターは、(1)の登録、(2)の(2)の報告等に係る事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機等の使用及び管理並びにプログラム、データ及びファイルの作成等の業務

(以下「情報処理業務」という。)を行うものとする。

(3) 情報処理センターの役員等は、情報処理業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(4) 情報処理センターは、情報処理業務に

当該運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければならないものとすること。

(5) 情報処理センターは、厚生省令で定める期間内に(2)の報告を受けないときは、その旨を事業者に通知し、事業者は速やかに適切な措置を講ずるものとすること。

官報(号外)

| |
|--|
| <p>ることとともに、情報処理センターに対する報告徴収、立入検査、監督命令、指定の取消等その監督等に必要な規定を設けること。</p> |
| <p>6 生活環境の保全上の支障の除去等に関する事項</p> <p>(1) 措置命令の対象の拡大等</p> <p>生活環境の保全上の支障が生ずる場合等において、都道府県知事及び市町村長がその支障の除去等のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を命することができる者として、当該処分を行った者に管理票の交付をしなかつた者等(以下措置命令の対象となる者を「処分者等」という。)を追加すること。</p> <p>(2) 措置命令を行う際には、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとすること。</p> |
| <p>7 産業廃棄物適正処理推進センターに関する事項</p> <p>(1) 産業廃棄物適正処理推進センター</p> <p>厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るために自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第三十四条の法人を、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター(以下「適正処理推進センター」という。)として指定することができるものとする。</p> <p>(2) 適正処理推進センターは次の業務を行うものとすること。</p> <p>ア 産業廃棄物の処理の方法等の点検又は改善のために必要な助言又は指導</p> <p>イ 産業廃棄物処分業者等に関する情報の収集及び事業者への提供</p> |
| <p>8 ウ 産業廃棄物の適正な処理に関する事業者及びその従業員に対する研修</p> <p>これまでにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>イ 過失がなくて支障の除去等の措置を命すべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>オ 6の〔〕の支障の除去等の措置を講ずる都道府県等に対する産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他協力</p> |
| <p>9 罰則の強化</p> <p>産業廃棄物の投棄禁止違反等に対する罰則を強化するとともに、罰則の規定を整備すること。</p> <p>10 その他所要の規定の整備を行うこと。</p> <p>ウ 産業廃棄物の投棄禁止違反等に対する罰則を強化するとともに、罰則の規定を整備すること。</p> <p>11 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行する」と。</p> <p>(2) 2、3、5の〔〕の(1)、6の〔〕の(2)、6の〔〕及び7 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(3) 2、3、5の〔〕の(1)を除く。及び6の〔〕の(1)公布の日から起算して一年(六月を超えない範囲内において政令で定める日)</p> <p>(4) 5(〔〕の(1)を除く。)及び6の〔〕の(1)公布の日から起算して一年(六月を超えない範囲内において政令で定める日)</p> <p>(5) 2、3、5の〔〕の(1)、6の〔〕の(2)、6の〔〕及び7 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>12 府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとすること。</p> |

(三) 厚生省設置法その他の関係法律について、所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

産業廃棄物の最終処分場の確保の困難化、廃棄物の処理に対する住民の不安の高まり、不法投棄の件数の増加等の廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物の減量化・再生利用を推進するとともに施設の信頼性・安全性の向上及び不法投棄対策等の総合的な措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに右報告する。

平成九年六月六日

厚生省大臣 町村 信孝

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

一 産業廃棄物の適正処理に係る排出事業者責任の強化について委託基準の強化を含め検討すること。また、マニフェスト制度について電子化のメリットの周知徹底等により電子化の推進を図り、産業廃棄物の流れに即した実態の把握に一層努めるとともに、情報処理センターの活用等情報提供の在り方について検討を行い、同制度の実効があがるよう都道府県間の連携を強めるなど適切な対応方策を講ずること。

二 産業廃棄物の適正な処理の確保には、製品の製造段階等における有害物質の混入防止を図ることも重要との観点に立ち、廃棄物として処理されることに対応した情報提供義務の強化等安全と環境保全対策を推進すること。また、廃棄物の施設の据えきりの問題の解決や安定型処分場の見直し等基準の抜本的強化を図るとともに、処分場等処理施設の管理、監督を十分指導し、周辺住民に対しては情報の閲覧制度の徹底を図ること。

三 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講すべきである。

一 循環型経済社会の実現に向けて、廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を含めた、製造業者、排出事業者、行政、住民がそれぞれ責任を持ち一体となっての総合的な廃棄物対策を一層充実すること。

二 産業廃棄物の不法投棄防止、早期発見・早期の一層の強化について委託基準の強化を含め検討すること。また、マニフェスト制度について電子化は電子化のメリットの周知徹底等により電子化の推進を図り、産業廃棄物の流れに即した実態の把握に一層努めるとともに、情報処理セン

ターの活用等情報提供の在り方について検討を行い、同制度の実効があがるよう都道府県間の連携を強めるなど適切な対応方策を講ずること。

三 産業廃棄物の不法投棄の原状回復が迅速かつ適切に実施されるよう、産業廃棄物適正処理推進センターの円滑な運用のため国としても必要な支援を行なうなど、施策の充実に努めること。

五 産業廃棄物の不法投棄防止、早期発見・早期の一層の強化について委託基準の強化を含め検討すること。また、マニフェスト制度について電子化は電子化のメリットの周知徹底等により電子化の推進を図り、産業廃棄物の流れに即した実態の把握に一層努めるとともに、情報処理セン

官報(号外)

第十九条第一項中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたも

の

二 第十九条第一項の規定に違反した者

第二十一条第一項中「六月」を「一年」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二 第十九条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三条第三号を削る。

第二十四条中「十万円」を「三十万円」に改める。附則第十項中「第一条第二項」を「第一条の二第一項」に、「第十九条第一項但書」を「第十九条第一項ただし書」に改める。

附則第十項中「第一条第二項」を「第一条の二第一項」に、「第十九条第一項但書」を「第十九条第一項ただし書」に改める。

附則
(施行期日等)

1 「の法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 「の法律による改正後の行政書士法第五条第二号の規定は、この法律の施行の日以後に破産

者となつた者に係る行政書士の資格について適用する。

(経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 行政書士法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条第二項」を「第一条の二第一項」に改める。

5 その他

所要の改正を行うこと。

議案の可決理由

一 行政書士の業務の現状にかんがみ、行政書士法の目的規定を創設する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成九年六月十日

地方行政委員長 穂積 良行
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 議案の目的及び要旨
本案は、行政書士の業務の質を確保するため、行政書士法の目的規定の創設、行政書士の欠格事由に関する規定の整備等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的規定の創設

行政書士法は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする」と。

1 「の法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

官 報 (号 外)

明治
三十五年三月三十日
種類便物認可

平成九年六月十日 衆議院会議録第四十四号

| | |
|--------|---------------------------|
| 發行所 | 〒105-0004 東京都港区虎ノ門一丁目四番四号 |
| 大藏省印刷局 | |
| 電話 | 03(3587)4294 |
| 定価 | 一冊(本体一部)100円 別冊100円 |